

日野市路上喫煙禁止条例(素案)に対する意見募集結果報告書

日野市 環境共生部 環境政策課

日野市路上喫煙禁止条例（素案）について、広く市民の皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施しました。その結果について下記の通り報告します。

1. パブリックコメントの実施概要

【意見募集期間】 令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

【意見募集方法】 広報ひの・市ホームページでの周知、環境保全課、七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館及び市政図書室に[「日野市路上喫煙禁止条例」（素案）に関するパブリックコメント]を配置

【意見受付方法】 持参、メール、郵送、FAX

【意見表明人数】 団体：0 団体、個人：4 名

【意見・提案数】 5 件

2. 意見の表明方法と件数

表明方法	表明人数	意見数
持参	2	2
メール	2	3
郵送	0	0
FAX	0	0
合計	4	5

3. 意見の概要

●第1条関係

- ・喫煙者と非喫煙者は協力、共存はできない。受動喫煙は一方的な加害行為である。

●第2条関係

- ・電子タバコもたばこの定義（規制対象）に加えるべき。なぜ対象外となったのか。
- ・嗅ぎたばこ、噛みたばこ、水たばこも定義（規制対象）に加えるべき。
- ・「公共の場所」が限定的に解釈される可能性があることから、記載内容を改めるべき。また「公園」には市立公園以外の公共の公園が含まれることも明確にするべき。
- ・「喫煙ができる状態のたばこ」として「火をつける前のたばこ」を規制対象としていることに賛成する。
- ・歩行喫煙の対象について定義が不明確なため、明確にするべき。
- ・たばこのポイ捨ての対象にたばこの灰や空き箱も含めるべき。
- ・たばこのポイ捨ては道路等（公共の用に供される場所）以外にも行われる可能性があるため、文言を修正するべき。
- ・日野市に一時的に滞在する者や通過する者も対象となるので、記載を「市民」から「市民等」に改めるべき。

●第3、4、5条関係

- ・受動喫煙の危険性は「路上喫煙」に限られないため、「路上喫煙」の記載を「喫煙」と改めるべき。

●第3、4条関係

- ・吸殻やごみのポイ捨てをしない意識を市民一人一人が高めていきたい。

●第3条関係

- ・「喫煙者の喫煙マナーの向上を図る」とあるが、法律や条例において「ルール」が定められていることから、「喫煙ルールの遵守」とするべき。

●第4条関係

- ・市民の責務を努力義務とするべき。素案のままだと日野市の施策に対して反対意見を持つ市民は条例違反をしていることになるのではないか。

●第5条関係

- ・事業者に対して、ポイ捨てや望まない受動喫煙を生じさせないように、従業員に対し啓発を行うことを努力義務として課すべき。
- ・たばこの販売事業者に対し、吸殻の清掃や望まない受動喫煙を生じさせないようにな措置を講じさせることを義務付けるべき。

●第6、7条関係

- ・第6条第1項と第7条第1項が重複しているため、整理するべき。

●第6条関係

- ・歩行喫煙だけではなく、路上喫煙についても市内全域で禁止すべき。
- ・「喫煙者は…ポイ捨てをしてはならない。」とあるが「他人のたばこをポイ捨てしただけ。」と主張される可能性がある。
- ・「喫煙者は路上喫煙する時は周囲に配慮しなければならない。」という記載には疑問がある。たばこの煙は歩きタバコでも立ち止まっての喫煙でも7メートル以上漂ってくるため受動喫煙の害を必ず受ける。
- ・喫煙者の責務を「喫煙者は、望まない受動喫煙を生じさせてはならない」とするべき。
- ・「健康増進法第29条」ではなく「健康増進法第29条第1項」ではないか。
- ・健康増進法第29条第1項及び東京都受動喫煙防止条例第8条第1項は、特定施設等における喫煙を制限する規定であるので、「路上喫煙をしてはならない」ではなく、「喫煙をしてはならない」とするべき。

●第7条関係

- ・第7条の規定に賛成する。民間施設や都営団地等の市が所管する施設以外の施設も歩行喫煙の対象となることに賛成する。

●第8条関係

- ・「市長は、不特定多数の人が利用し、…」と規定されているが、特定の人が利用する場合でも路上喫煙が危険な場合はあるため「不特定」という規定は不要である。また「多数」ではなく「複数」とするべき。

●第9条関係

- ・路上喫煙禁止地区に駐停車した車の中での喫煙も禁止にするべき。
- ・路上喫煙禁止地区内で「市長が指定する場所」において喫煙が可能であるが、文言を変更するべき。市長が指定した場合でも受動喫煙が妨げない状態であることが判明した場合には利用停止できる旨の規定を設けるべき。

●第10条関係

- ・市長から委任された者や一般の市民が注意や指導をすることができる旨の規定を設けるべき。

●第11条関係

- ・指導、命令を経ずとも過料の適用を可能とするべき。違反者に現場清掃を命じることができる旨の規定や違反者の氏名を公表できる旨の規定を設けるべき。ポイ捨てを過料の対象とするべき。パブリックコメント概要リーフレットでは歩行喫煙が過料の対象ではないかのような記載がされているため修正するべき。

●その他

- ・ 小学校や保育園周辺、公園を路上喫煙禁止地区に指定すべき。
- ・ 市有施設、市有地に設置されている喫煙所を撤去し、全面禁煙化すべき。
- ・ 駅は利用者が多い為、駅前に喫煙所を整備すること自体が不適切。喫煙所を作る場合には、すべての設置予定場所について密閉型にするべき。
- ・ 巡回やパトロールなど取り締まりを強化すべき。
- ・ パブリックコメント概要リーフレットにおいて、条例の条文が不適切に要約されている箇所があるため修正すべき（第4条及び第5条）。
- ・ 条例施行を令和7年1月1日まで先延ばしにせず施行すべき。
- ・ 喫煙者への禁煙支援を条例制定と合わせて行ってほしい。
- ・ 小学校からの禁煙授業を通した啓蒙活動が必要である。
- ・ 「受動喫煙等」という表記の「等」が具体的ではないため、「受動喫煙等」の定義を置くべき。また「受動喫煙」には三次喫煙が含まれることを明記するべき。
- ・ 三次喫煙防止の観点から喫煙後45分以内は市有地施設に立ち入り禁止というルールを制定するべき。
- ・ 禁止地区であってもタクシー運転手がルール違反の路上喫煙をする事例がある。タクシー会社には個別にルール順守の徹底を申し入れてほしい。
- ・ 条例違反を通報するためのアプリなどのシステムを整備してほしい。
- ・ たばこの吸い殻が道端に多く落ちているため、喫煙所の設置を願う。